

# 第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針

## 1 歴史的風致形成建造物の指定の方針

京都の歴史的風致を形成する重要な構成要素である歴史的建造物のうち、重点区域における歴史的風致の維持及び向上を図るうえで必要かつ重要と認められる建造物を歴史的風致形成建造物として指定する。

歴史的風致形成建造物の指定においては、伝統的・歴史的な意匠性に優れているもの、その地域において歴史的価値の高いもの、地域の特色が色濃く残っているもので、戦前（概ね昭和25年（1950）以前）に築造されており、京都の歴史的風致に深く関わるものを基準とする。

以下に歴史的風致形成建造物に想定されるものを示す（カッコ内は歴史的風致の略称）。

- 1) 民俗芸能や巡礼などの拠点となる寺社やこれらを中心に賑わいを見せる門前町の町家（祈りと信仰）
- 2) 祇園祭などの祭りの拠点となる寺社や会所、御旅所（ハレとケ）
- 3) 町衆の生活・生業の場であり、今も市街地に多く残る京町家（ハレとケ）
- 4) 京都のものづくりを支える伝統産業の工房や商いの店舗（ものづくり・商い・もてなし）
- 5) 花街の歌舞練場や茶屋文化を伝える茶屋形式の建造物（ものづくり・商い・もてなし）
- 6) 伝統芸能・伝統文化を継承する舞台や稽古場（文化・芸術）
- 7) 多くの町人にも普及した伝統文化である茶の湯などの施設を備える和風建築（文化・芸術）
- 8) 京都の近代化を象徴する近代洋風建築や産業の発展を支えた土木工作物（伝統と進取）
- 9) 伝統的な祭礼の拠点となる旧街道沿いの寺社や民家（京街道）
- 10) 城下町として整備され、港湾都市として発展した伏見の造り酒屋や酒蔵群（水・土・緑）
- 11) 林業や農業など山や野の生業を支える建造物（水・土・緑）

この他、道路、橋梁、水路等京都の歴史的風致を形成する土木工作物も指定の対象とする。

## 2 歴史的風致形成建造物の指定の対象

指定の対象は、重要文化財及び重要伝統的建造物群保存地区の伝統建造物を除く、重点区域内の歴史的建造物で、歴史的風致を形成しているもののうち、次のいずれかに該当する建造物とする。

- 1) 文化財保護法第57条第1項の規定に基づく登録有形文化財、同法第132条第1項に基づく登録記念物及び重要文化的景観による選定及び届出等に関する規則第1条第2項第6号に基づく文化的景観における重要な構成要素
- 2) 京都府文化財保護条例に基づく府指定有形文化財（建造物）並びに府指定史跡、府指定名勝及び府指定天然記念物
- 3) 京都市文化財保護条例に基づく市指定有形文化財（建造物）、市指定史跡、市指定名勝、市指定天然記念物又は市登録有形文化財（建造物）、市登録史跡、市登録名勝、市登録天然記念物
- 4) 景観法第19条第1項に基づく景観重要建造物及び同法第8条第2項第5号ロの景観重要公共施設
- 5) 以下の京都市条例に基づく建造物
  - ①京都市市街地景観整備条例に基づく歴史的景観保全修景地区内、界わい景観整備地区内の建造物
  - ②京都市市街地景観整備条例に基づく歴史的意匠建造物
  - ③京都市京町家の保全及び継承に関する条例に基づく指定地区内の京町家及び個別指定町家
- 6) その他、京都市の歴史的風致の維持向上に寄与する建造物で、市長が必要と認めたもの

## 3 歴史的風致形成建造物の指定の提案

建造物の所有者及び支援法人による歴史的風致形成建造物の指定の提案に関する制度の活用を促進する。

建造物の所有者による歴史的風致形成建造物の提案が積極的かつ円滑に行われるよう、支援法人と連携し、歴史的風致形成建造物に関する制度の概要、歴史的風致形成建造物の指定の指標又は参考となる建造物の外観に関する情報提供を行う。

1期計画で指定した歴史的風致形成建造物を次頁以降に示す。これらの建造物は、2期計画でも引き続き指定を行う。

なお、歴史的風致形成建造物として今後指定が想定される建造物は候補一覧のとおりで、順次指定を図る。

#### 4 歴史的風致形成建造物指定一覧（1期）

##### 【一覧の見方（凡例）】

○建物名称下のカッコ書き

国登録：国の登録有形文化財（建造物）

府指定：京都府指定文化財（建造物）

市指定：京都市指定有形文化財（建造物）

市登録：京都市登録有形文化財（建造物）

景観重要XXX：景観重要建造物 指定番号

歴史意匠：歴史的意匠建造物

界わい：界わい景観建造物

○関連する歴史的風致

祈り：祈りと信仰のまち京都

ハレ：暮らしに息づくハレとケのまち京都

商い：ものづくり・商い・もてなしのまち京都

文化：文化・芸術のまち京都

進取：伝統と進取の気風の地

街道：京の街道とその周辺

水土：千年の都を育む水・土・緑